

函 福 事 障
令和5年(2023年)12月26日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 障害者相談支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

(福祉事務所障がい保健福祉課)

障害者相談支援事業等に係る消費税の取り扱いについて

1 概要

障害者総合支援法に基づき本市が実施している「障害者相談支援事業」および「基幹相談支援センター運営事業」について、消費税を非課税として社会福祉法人に委託していたが、課税対象事業であることが判明した。

2 経緯

障害者相談支援事業は、当初、非課税事業として扱われていたが、平成24年度（2012年度）の関係法令の改正により、当該事業は課税対象事業となるとともに、新たに基幹相談支援センター運営事業が設けられ、同様に課税対象事業とされた。しかしながら、本年7月以降、多数の自治体において非課税事業として取り扱われていたことが判明したことを受け、令和5年（2023年）10月4日付けの国の通知において、障害児・者の相談支援に関する一部の事業については、「消費税課税対象であること」および「自治体が民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を支払う必要があること」が明示されたところである。

本市では、関係法令の改正以降も下記の2事業について、消費税を非課税として委託していた。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 基幹相談支援センター運営事業（平成27年度（2015年度）から実施）

3 原因

当該事業が社会福祉法に規定する社会福祉事業に該当し、消費税非課税事業となるものと誤認して委託契約を締結したことによるもの。

4 今後の対応

令和5年度（2023年度）の委託契約に係る消費税相当額および平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの消費税相当額13,824,800円について、令和5年度の補正予算に計上し受託事業者へ支払う。

なお、修正申告に係る延滞税等については、金額確定後に受託事業者へ別途支払う。

年度別内訳（延滞税等を除く）

（単位：円）

| | 過年度分 | | | | | 現年度分 |
|-------------|-------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | H30(2018) | R1(2019) | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) |
| 委託料 | 19,750,000 | 19,850,000 | 25,400,000 | 25,621,000 | 26,676,000 | 26,741,000 |
| 消費税等 相当額 | 1,580,000 (8%) | 1,801,000 (8%, 10%) | 2,540,000 (10%) | 2,562,100 (10%) | 2,667,600 (10%) | 2,674,100 (10%) |

消費税等相当額 合計 13,824,800円（過年度分11,150,700円，現年度分2,674,100円）

※令和元年度（2019年度）については，4～9月は8%，10～3月は10%

5 再発防止策

社会福祉事業および消費税に関連する法令等の確認を徹底するとともに，特に新規事業を実施する場合や法令改正に伴い既存事業に変更が生じる場合は，所管官庁にも確認することなどにより再発防止に努める。